

第33号議案

令和2年度 豊後大野市農業集落排水特別会計予算

令和2年度 豊後大野市農業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ209,690千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

令和2年2月25日提出

豊後大野市長 川野文敏

第 1 表 嵩入嵩出予算

嵩入

(単位: 千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		750
	1 分 担 金	750
2 使用料及び手数料		58,840
	1 使 用 料	58,800
	2 手 数 料	40
3 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
4 繰入金		131,724
	1 他会計繰入金	131,724
5 繰越金		1,000
	1 繰 越 金	1,000
6 諸収入		12,175
	1 預 金 利 子	1
	2 雜 入	12,174
7 市債		5,200
	1 市 債	5,200
嵩入合計		209,690

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 総務費		21,895
	1 総務管理費	21,895
2 事業費		95,794
	1 維持管理費	95,794
3 公債費		90,001
	1 公債費	90,001
4 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳出合計		209,690

第 2 表 地 方 債

(単位 : 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
資 本 費 平 準 化 債	5,200	証書借入	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 により借入れ る政府資金、 地方公共団体 金融機関資金 及び民間資金 について、利 率見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	政府資金・地方公共団 体金融機関資金について は、その融資条件によ り、銀行その他の場合に は、その債権者と協定す るものによる。 ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還 期限を短縮し、又は繰上 償還もしくは低利に借換 えすることができる。